



豊 監 査 第 2 3 6 号  
令和 6 年 (2024 年) 8 月 2 3 日

豊中市長 長 内 繁 樹 様

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

令和 5 年度豊中市内部統制評価報告書  
の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

# 令和5年度(2023年度)豊中市内部統制評価報告書の審査意見書

## 第1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

豊中市監査基準に関する規程（令和2年豊監告示第1号）に準拠し、審査を行った。

## 第2 審査の種類

地方自治法第150条第5項に規定された内部統制評価報告書の審査

## 第3 審査の対象

令和5年度豊中市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 第4 審査の期間

令和6年6月25日から同年8月19日まで

## 第5 審査の着眼点

評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

## 第6 審査の実施内容

「豊中市監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第7 審査の結果

評価報告書について、第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

## 第8 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が1件把握され、財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかった。

また、「総合的に判断する」場合の各項目の関係等について、より明確にされることが、内部統制制度の推進に資するものと考ええる。